

平成22年9月10日  
預金保険機構

## お知らせ

日本振興銀行は、平成22年9月10日、金融庁より、預金保険法第74条に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

これに伴って、預金保険機構が金融整理管財人に選任され、日本振興銀行を代表し全力を挙げて、当行の適切な業務運営と預金者保護に努めていく所存です。

日本振興銀行は、13日月曜日午前9時から、一部の店舗で営業を再開いたします。また、月曜日に営業を再開しない店舗についても、準備が整い次第、営業を再開する予定です。この間、ご不便をおかけしますが、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、日本振興銀行の業務に関しては、預金保険機構のホームページ (<http://www.dic.go.jp>) に情報を掲載しておりますほか、以下の先で、ご相談やお問い合わせを承ります。

### お問い合わせ先

- ・音声応答フリーダイヤル（終日）  
0120-911-607
- ・ご預金についての照会フリーダイヤル（平日9時～19時）  
0120-722-237
- ・ご融資についての照会フリーダイヤル（平日9時～19時）  
0120-733-327

## 今後の預金の取扱い

預金保険で保護される預金は、従来と同様のお取扱いとなりますのでご安心ください。

		預金保険で保護される範囲		
預金の種類	保護される金額	払戻しの扱い	手続場所等	
預金保険の対象となる預金 (注1)	元本 1,000万円 までと その利息	<b>保護 されま す</b>	9月13日(月曜日) 以降も従来と同様の取 扱いとなります。 (注2)  ただし、事業譲渡日以降 に満期が到来する預金 をお持ちの方はお受取 になる利息に変更が生じ ます。 (詳細については、別途 ご案内を郵送します。)	営業再開店舗 (注3) 及び郵送
	元本 1,000万円 超の部分	当行の財産の 状況に応じて 支払われます (一部カットされ る見込みです)	払戻しは停止されます  ただし、次のお取扱いが できません ①借入・保証との相殺 9月13日(月)より  ②概算払(注4) (実施時期等については 検討中)	1年以上先にお支払い  営業再開店舗 (注3) 及び郵送  預金保険機構へ郵 送

→ 本日、ポスター、チラシの一部に□内の空欄と添った資料が含まれておりました。再発行して訂正致します。預金保険残額

- 注1) 預金保険の対象となる預金でも、他人名義預金、架空名義預金、導入預金、無記名預金は預金保険では保護されません。
- 注2) 預金者データの不備等で、保護される預金であることが確認出来ない預金(任意団体の預金を含む)については、払戻し手続に日数がかかる場合があります。
- 注3) 当店は、以下の一部の店舗に限定して営業再開を予定しています。  
 <営業再開店舗>  
 本店のほか、札幌店、仙台店、大宮店、千葉店、新潟店、新潟店、高田馬場店、横浜店、名古屋店、新潟店、梅田店、神戸店、岡山店、福岡店、松山店の15店舗
- 注4) 預金のうち1,000万円を超える部分とその利息については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われることとなります。支払までには1年を超える期間を要することから、その分をあらかじめ、預金保険機構が概算払率(破産手続下で見込まれる配当額等を考慮して決定した率)を乗じた額で預金者から買い取るにより支払うことができます。

### 【 お願い 】

- ① 預金保険で保護される預金は、従来と同様のお取扱いとなります。当面、預金をお使いの予定がない場合は、お取引を継続していただきますようお願いいたします。
- ② 預金保険で保護される範囲を超える部分の預金は、裁判所の監督下で公平・公正に取扱われます。決して「早い者勝ち」になることはありませんので、冷静な対応をお願いいたします。

お問い合わせ先  
 ・音声応答フリーダイヤル(終日)  
 0120-911-607  
 ・ご預金についての照会フリーダイヤル(平日9時～19時)  
 0120-722-237

福岡店 092-433-2755

# お知らせ

## (融資の取扱いについて)

今後のご融資については、下記の方針に従い取り扱わせて頂きますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 融資について

原則として新規先に融資はしませんが、善意かつ健全なお借り入れ先に対する融資は、破綻後も維持する方針です。

融資のご返済は、従来通りの取扱いで変更ありません。

なお、当行と取引のある中小・零細企業の皆様の資金繰り等に影響が生ずることが懸念されるため、中小・零細企業者の皆様から相談を受け付ける「日本振興銀行特別相談窓口」が設置される予定です。

#### 2. 相殺について

当行に対して、お借入もしくは保証債務（以下、「お借入等」といいます）のある方は、当行への申出により、預金とこれらのお借入等を相殺することができます。

なお、預金保険で保護されていない預金については、当行の財産状況に応じて一部カットされる可能性があります。相殺をすることにより全額弁済と同様の効果を直ちに得ることができます。

具体的なお取引の内容についてのご確認や、お借入・ご返済などのご相談については、以下のご照会先または店舗窓口へお尋ねください。

店舗窓口でのお問合わせについては、13日（月）午前9時の営業再開時より受け付けます。

なお、当面は以下の店舗に限定して営業再開を予定しています。

#### <営業再開店舗>

本店、札幌店、仙台店、大宮店、千葉店、新宿店、新橋店、高田馬場店、横浜店、名古屋店、新潟店、梅田店、神戸店、岡山店、福岡店、松山店

#### お問い合わせ先

・音声応答フリーダイヤル（終日）  
0120-911-607

・ご融資についての照会フリーダイヤル（平日9時～19時）  
0120-733-327



# 預金者のみなさまへ

当行の定期預金(つみたて定期預金含む)は、預金保険法により、預金者お1人様当たり、元本1,000万円までとその利息※が保護されますので、ご安心下さい。

※ 但し、中途解約の場合は、定期預金規定に定めております中途解約利率を適用して利息計算されます。

日本振興銀行(株)